

令和三年十月八日

神社本庁 長 殿

神社本庁 総長 田 中 恆 清



元神社本庁職員らによる地位確認請求訴訟の上告について

標記の件、令和三年九月十六日に標記訴訟の高裁判決が言ひ渡され、同月二十四日に臨時役員会を開催し上告することが決議されました。ついては、左記の通り高裁判決の概要をお示しすると共に、神社本庁が上告する理由をお知らせ致しますので、御承知置き願ひます。尚、本通知の内容は評議員にも通知したことを申し添へます。

記

一、判 決 本件控訴を棄却する

一、事実認定 神社本庁が懲戒処分を下したことについては、次のやうに認定された。

○稲については、神社本庁の信用を毀損し、その組織の秩序を乱す行為と認められ、就業規則の懲戒事由に該当する。

○瀬尾についても、本庁が挙げた点の一つが就業規則の懲戒事由に該当する。

また、その他の事実については、一審判決から引続き以下の点が確認された。

○百合丘職舎の売却に関し本庁役員の任務に背く行為をしたとは認定出来ない。

○反社会的勢力との結託（購入資金を借りる等）をしてゐるかの記載は、本庁の信用を毀損し、本庁の組織における秩序を乱す行為であり、本庁の就業規則の懲戒事由に該当し、真実性は認められない。

一、棄却理由 ただ、公益通報者保護法の趣旨などに照らし、違法性が阻却され懲戒すべき行為にならない。

※稲に関する部分の棄却理由だが、公益通報者保護法が直接適用され違法性が阻却されたわけではないことが明らかである。

一、上告必要性 二名の職員に対する懲戒処分は難しい判断であったが、神社本庁だけでなく神社界全体の宗教団体としての秩序を守る上で必要な決断であった。一方、裁判所は他の業界との統一性・公正性に重きを置く結果、地裁と同様の判断となった。

しかし、本件のやうな事案は今後も斯界で起こり得ることであり、本庁としては斯界全体の秩序を守る観点から、最後まで両名の行為は斯界全体の秩序を乱す行為であり処分は相当であるとの主張を貫き、結論の如何に拘はらず将来への問題提起の意義から、本件を上告する必要がある。

以上

【追記】

本通知は神社本庁代理人弁護団の推敲を経てゐることを念のため申し添へます。